

## 堺泉北港 堺3区 給水管緊急補修工事 随契理由書

堺3区6号上屋前において舗装補修工事を行っていたところ、給水管からの漏水を発見した。このため、緊急修繕により破損箇所の補修を行い通水したところ、補修箇所周辺の複数箇所より漏水が見られた。給水管の経年劣化が激しいため、通水は困難と判断し、急遽閉塞を行った。

当該給水管は、府が管理する7号上屋へ給水するものであり、断水が長期化することで施設利用者に多大な迷惑をかけることになる。また、閉塞部上流側においても経年劣化により漏水している可能性が高く、ただちに補修しなければ道路陥没や浸水被害が発生するおそれがある。

よって、「特に急迫を要する緊急の工事」とであると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を締結するものである。

工事にあたっては、過年度の漏水修繕の対応実績があり現場を熟知していることおよび事務所所在地が当現場の近接に位置し早急な対応が可能なことから、株式会社光喜水道工業所と随意契約を締結するものとする。